

**【院内掲示に係る根拠事項】****◆医療法第 14 条の 2**

病院又は診療所の管理者は、厚生労働省令の定めるところにより、当該病院又は診療所に関し次に掲げる事項を当該病院又は診療所内に見やすいよう掲示しなければならない。

- 一 管理者の氏名
- 二 診療に従事する医師又は歯科医師の氏名
- 三 医師又は歯科医師の診療日及び診療時間
- 四 前三号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

**◆医療法の一部を改正する法律の一部の施行について**

## 1 趣旨

院内掲示は、適切な医療情報の提供の必要性に鑑み、患者に知らせるべき必要最小限の事項について、病院、診療所及び助産所の内部に掲示することを義務付けるものであること。

## 2 掲示しなければならない事項

(1) 病院、診療所又は助産所の管理者が、当該病院、診療所又は助産所に関し掲示しなければならない事項は、病院、診療所及び助産所の区分に応じ、以下のとおりであること。

## (1) 病院の場合

- ア 管理者の氏名
- イ 診療に従事する医師又は歯科医師の氏名
- ウ 医師又は歯科医師の診療日及び診療時間
- エ 建物の内部に関する案内

## 3 掲示の方法

(1) 病院、診療所又は助産所の管理者は、前記 2 に掲げる事項を当該病院、診療所又は助産所の入口、受付又は待合所の付近の見やすい場所に掲示しなければならないものであること。

(2) 診療に従事する医師又は歯科医師が複数いる場合においては、そのすべての氏名並びに各医師又は歯科医師の診療日及び診療時間を掲示しなければならないものであること。

**◆厚生労働大臣が定める掲示事項**

- 1 入院基本料に関する事項
- 2 指定する病院、病棟の基本係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ及び激変緩和係数別表第 1 から第 3 までの病院の乱に挙げる病院であること
- 3 地方厚生局への届出事項に関する事項
  - ・診療報酬の算定方法（算定告示）または入院時食事療養費に係る食事療養費、及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準に基づき、保険医療機関が地方厚生局長へ届け出ることとされている事項を届け出た場合は、当該届け出た事項を掲示すること
- 4 明細書の発行に関する事項
- 5 保険外負担に関する事項

「療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱について」等を参考にすること。保険外併用療養費に係る

事項については、療担規則第5条の4第2項及び療担基準第2条の6に基づき、その内容及び費用につき院内掲示を行うこと。

- (1) 日常生活上のサービスに係る費用
- (2) 公的保険給付とは関係のない文章の発行に係る費用
- (3) 診療報酬点数表情実費徴収が可能なものとして明記されている費用
- (4) 医療行為ではあるが治療中の疾病又は負傷に対するものではないものに係る費用
- (5) その他

令和6年度診療報酬改定により、院内掲示が必要とされる項目については、ホームページ等のWebサイトへの掲載が義務付け（1年間の経過措置があり令和7年5月31日まで）

## 厚生労働大臣が定める掲示事項

当院は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です

開設者の氏名	医療法人楽生会 理事長 馬場 広
管理者の氏名	医療法人楽生会馬場病院 院長 馬場 広

### ■入院基本料について

一般病棟（3階病棟）	32床
療養病棟（4階病棟）	48床

#### （1）一般病棟入院基本料

当院は、「地域一般病棟入院料2」を届出し、入院患者13人に対し1人以上の看護職員を、日勤、夜勤あわせて配置しております。

#### （2）療養病棟入院基本料

当院は、「療養病棟入院料1」を届出し、入院患者20人に対し1人以上の看護職員を、日勤、夜勤あわせて配置しております。

また、入院患者20人に対し1人以上の看護補助者を配置しております。

なお、時間帯や休日などで看護職員の配置が異なりますので、実際の看護配置につきましては、各病棟に掲示しておりますので、ご参照ください。

### ■入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者様に関する「入院診療計画」を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める「院内感染防止対策」・「医療安全管理体制」・「褥瘡対策」・「栄養管理体制」の体制を整備し、より安全で質の高い医療の提供を実施しております。

### ■当院の中四国厚生局への届出事項について

#### 1. 基本診療料の施設基準等に係る届出

情報通信機器を用いた診療に係る基準	機能強化加算	医療DX推進体制整備加算
一般病棟入院基本料	療養病棟入院基本料	救急医療管理加算
診療録管理体制加算3	看護補助加算	療養環境加算
重症者等療養環境特別加算	療養病棟療養環境加算1	患者サポート体制充実加算
後発医薬品使用体制加算3	データ提出加算	入退院支援加算

## 2. 特掲診療料の施設基準等に係る届出

救急搬送看護体制加算（夜間休日救急搬送医学管理料の注3に規定する）	ニコチン依存症管理料	がん治療連携指導料
薬剤管理指導料	在宅療養支援病院（別添1の「第14の2」の1の（3）に規定する）	在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
在宅がん医療総合診療料	検体検査管理加算（Ⅱ）	CT撮影及びMRI （但し当院ではCT撮影のみ）
脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）	運動器リハビリテーション料（Ⅱ）	呼吸器リハビリテーション料（Ⅱ）
胃瘻造設術（医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術）	看護職員処遇改善評価料（25）	外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
入院ベースアップ評価料（28）	酸素の購入単価	

## 3. 入院時食事療養（Ⅰ）・入院時生活療養（Ⅰ）

当院は療養のための食事を、管理栄養士の管理により、適時適温で提供しております。

適時（朝食7時30分・昼食12時・夕食18時）

### ■加算等に関する事項について

#### ニコチン依存症管理料（禁煙外来）

当院は、ニコチン依存管理料を届出しており、禁煙のための治療的サポートを実施する禁煙外来を設けております。「敷地内全面禁煙」となっておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

#### 相談窓口について（患者サポート体制充実加算）

当院では、患者様からのあらゆる相談に幅広く対応するための相談窓口を設置しています。病気の質問や、入院生活または病気を抱えての日常生活での不安等は相談窓口までご相談ください。

受付窓口：病院1階外来点滴室横

受付時間：月曜日から土曜日の8時30分から17時30分

#### 後発医薬品使用体制加算

1. 医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に適切な対応ができる体制を整えております。
2. なお、状況によっては、患者さんへ投与する薬剤が変更となる可能性がございます。変更にあたり、ご不明な点やご心配なことなどがありましたら当院職員までご相談ください。

後発医薬品（ジェネリック医薬品とも呼称される）とは、先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果をもつ医薬品ことです。  
先発医薬品より安価で、効き目や安全性は先発品と同等と言われている。

## 一般名処方加算

1. 後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

### 一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

## 情報通信機器を用いた診療

当院では、情報通信機器を用いた診療を行っております。初診の場合は、向精神薬などの一部薬剤等処方できない場合があります。また、患者様の状況に応じて対面診療をお勧めする場合がありますので、ご了承ください。

## 生活習慣病管理料

当院では、患者さんの状態に応じ、28日以上 of 長期の処方を行うこと、リフィル処方せんを発行することのいずれの対応も可能です。ただし、長期処方やリフィル処方箋の交付が対応可能かは病状に応じて担当医が判断いたします。

## 医療情報取得加算

当院は、オンライン資格確認を行う体制を有しており、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を実施しております。

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の活用にご理解とご協力をお願いします。

## 医療 DX 推進体制整備加算

当院は、オンライン資格確認を行う体制を有しており、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。オンライン資格確認によって得た情報（受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報）を医師が診察室等で確認できる体制を整備し、診療に活用します。

## ■「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、無料で発行しております。

明細書には、使用した薬剤の名称や、実施した検査の名称が記載されます。

明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出下さい。

## ■保険外負担に関する事項について

### (1) 特定療養費について

入院期間が180日を超えた場合、病気や病状により、保険による一部負担金とは別に、特定療養費として、1日につき1,930円(税込)をいただいております。

該当する患者様には職員よりご連絡させていただきます。

### (2) 特別の療養環境の提供について

一般病棟(3階)には、プライバシーが十分に確保された特別室(有料個室)をご用意しております。下記以外の部屋では差額ベッド料金はいただいております。

部屋番号	設備	面積	料金(税込)
320号室	バス トイレ テレビ(無料) 応接セット ロッカー 流し台 冷蔵庫	13m <sup>2</sup>	3,300円/日
310号室 311号室 312号室	トイレ テレビ(無料) 応接セット ロッカー 流し台 冷蔵庫	13m <sup>2</sup>	2,530円/日

### (3) その他保険外負担について

その他の保険外負担については別紙「保険外負担に関する費用」をご覧ください。

## ■協力医療機関について

- ・社会福祉法人宗越福祉会「特別養護老人ホーム宗越園」「ケアハウス宗越園」
- ・社会福祉法人入野福祉会「特別養護老人ホーム大仙園」「大仙園短期入所生活介護事業所」

## ■その他の事項について

○入浴は、一般浴室と身体不自由な患者様でも入浴できる特殊浴槽を完備しております。

○当院では、原則として付き添いはご遠慮頂いております。場合によりご要望がございましたら、担当の病棟職員か相談員までお尋ねください。